

公募型プロポーザル公告共通事項【物品・委託役務等】

1 公募型プロポーザル参加資格

当該公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県水道広域連合企業団又は広島県の指名除外を受けていないこと。
- (3) 委託・役務業務において、公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領（令和5年2月1日制定）第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

2 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

- (1) 個別事項4に掲げる公募型プロポーザル参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、参加希望者の負担とする。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- (3) 申請書等は、個別事項3に掲げる公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出期限までに、持参、郵便等又は電子メールにより提出すること。なお、郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。
- (4) 参加希望者は、契約担当職員から申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

3 仕様書等

仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に対する質問がある場合は、個別事項7に掲げる仕様書等に対する質問書の様式を用いて、個別事項3に掲げる提出期限までに持参又は電子メールにより提出すること。

4 提案書

- (1) 提出は持参又は郵便等による。なお、郵便等による提出は、2(3)に準じること。
- (2) 提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングを行う場合がある。
- (3) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした者については提案書を無効とするとともに、指名除外を行うことがある。
- (5) 提出された提案書は、返却しないものとする。
- (6) 提出された提案書は、これを提出者に無断で使用しない。ただし、広島県水道広域連合企業団情報公開条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第6号）に基づき公開する場合又は最優秀提案者の提案書を公開する場合を除く。

5 最優秀提案者の決定方法

- (1) 提案書の内容（提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングを行う場合にあってはその内容を含む。）を基に、あらかじめ定めた評価基準に従い、公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。
- (2) 評価基準の評価項目は、当該公募型プロポーザルに係る提案書作成要領に基づき記載した項目を対象とし、評価を行う。
- (3) 最優秀提案者を決定した場合は、すべての提案書提出者に対し通知する。
- (4) 最優秀提案者に選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

6 契約の締結

契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 契約手続における交渉の有無

なし

9 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 公告後、天災地変その他やむを得ない理由により、公募型プロポーザルを公正に執行することができないと契約担当職員が判断したときは、日程を変更又は中止する場合がある。